

建情第 658 号
平成19年 9 月 6 日

各 支 庁 長 様

農 政 部 長
水 産 林 務 部 長
建 設 部 長

低入札価格調査制度調査対象工事における契約保証金及び前金払の取扱いについて
低価格で落札された工事における契約の適正かつ確実な履行を確保するため、低入札価格調査制度（「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について」（平成14年10月29日付け建情第492号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達。以下「通達」という。）に規定する最低価格調査制度をいう。）が適用される工事において、通達第3の1に規定する基準価格に満たない入札を行い調査を受けた者と契約を締結する場合における契約保証金及び前金払については、次のとおり取り扱うこととしたので事務処理を適切に行ってください。

なお、この取扱いは、平成19年10月1日以後に公告等を行う工事から適用します。

記

1 契約保証金

(1) 契約書の取扱い

北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）別記建設工事請負標準契約書式（以下「契約書」という。）第24条第4項中「10分の1」を「10分の3」に、第43条第2項(A)及び(B)中「10分の1」を「10分の3」に改める。

(2) 入札参加者等への周知

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の100分の30に相当する額以上とする旨を公告、指名通知及び入札説明書等に記載すること。

2 前金払

(1) 契約書の取扱い

契約書第33条第1項中「10分の4」を「10分の2」に改め、第3項中「10分の4」を「10分の2」に改め、第4項中「10分の5」を「10分の3」に改める。

(2) 入札参加者等への周知

入札説明書等において、低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を契約金額の2割に相当する額以内とする旨を記載すること。

〔 農政部農村振興局事業調整課事業予算契約グループ
水産林務部総務課管理グループ
建設部建設管理局建設情報課工事管理グループ 〕